

## 養老町第三回定例会会議録

平成二十六年第三回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

### ○議事日程 (平成二十六年九月九日第一日)

- |       |   |        |         |   |
|-------|---|--------|---------|---|
| 日程第一  | 会議録署名議員の指名                                  | 日程第十二  | 認定第九号   | 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第二  | 会期の決定                                       | 日程第十三  | 認定第十号   | 平成二十五年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 日程第三  | 諸般の報告                                       | 日程第十四  | 認定第十一号  | 平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第四  | 町長の専決処分事項の指定について                            | 日程第十五  | 選任第六号   | 決算特別委員会委員の選任について                              |
| 日程第五  | 認定第二号<br>平成二十五年養老町一般会計歳入歳出決算認定について          | 日程第十六  | 議案第四十七号 | 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について         |
| 日程第六  | 認定第三号<br>平成二十五年養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について    | 日程第十七  | 議案第四十八号 | 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第七  | 認定第四号<br>平成二十五年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について      | 日程第十八  | 議案第四十九号 | 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について      |
| 日程第八  | 認定第五号<br>平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第十九  | 同意第五号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                              |
| 日程第九  | 認定第六号<br>平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について | 日程第二十  | 議案第五十号  | 平成二十六年養老町一般会計補正予算(第二号)                        |
| 日程第十  | 認定第七号<br>平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   | 日程第二十一 | 議案第五十一号 | 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第一                    |
| 日程第十一 | 認定第八号<br>平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  |        |         |   |

日程第二十二 議案第五十二号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算(第一号)

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

日程第二十三 議案第五十三号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)

日程第二十四 議案第五十四号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)

号)  
号)  
号)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 松永民夫

○欠席議員

十二番 岩瀬進

- 一 番 岩永義仁
- 二 番 長澤龍夫
- 三 番 大橋三男
- 四 番 三田正敏
- 五 番 吉田太郎
- 六 番 早崎百合子
- 七 番 野村永一
- 八 番 田中敏弘
- 九 番 松永民夫
- 十 番 皆川雅子
- 十一番 中村辰夫
- 十三番 水谷久美子

- 町長 大橋孝
- 副町長 西脇正博
- 兼 教育委員長 並河清次
- 兼 教育委員会事務局長 問山孝通
- 総務部長 田中信行
- 総務部総務課長 田中隆
- 企画政策課長 渡邊章博
- 総務部税務課長 日比重喜
- 住民福祉部長 佐藤嘉但
- 住民福祉課長 野村博治
- 健康福祉課長 佐藤昌子
- 住民福祉課長 柏渕裕昭
- 生活環境課長 佐藤昌子
- 産業建設部長 川地豊己
- 産業建設課長 山中秀樹
- 産業建設課長 山田秀樹
- 産業建設課長 伊藤博文
- 産業建設課長 高木久之
- 水道建設課長 高木久之

会計管理者兼 会 計 課 長	加藤敏博
教育委員会 教育総務課長	松岡弘泰
教育委員会 生涯学習課長	久保寺利明
教育委員会 スポーツ振興課長	伊藤公一
消 防 長	堀田明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	西 脇 和 信
議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十六年第三回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

傍聴者の皆さんも御一緒をお願いいたします。それでは前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

十二番 岩瀬進君より、病氣療養中のための欠席の通告があり

ました。

なお、本日は改元一三〇〇年祭事業のPRの一環として、議場でのポロシャツの着用を認め、また町広報委員及び報道機関に限り、今定例会の議場への入場及び写真撮影を許可します。また、議会改革特別委員会による試験的に議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから平成二十六年第三回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、八番 田中敏弘君、十一番 中村辰夫君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、九月二日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) 議長の命により、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る九月二日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十六年第三回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず会期につきましては、本日九月九日火曜日から十九日金曜

日までの十一日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定しました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、決算特別委員会の設置及び付託、委員の指名、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会二日目の九月十八日木曜日、議長への質問通告書の提出締め切りは、本日午後四時まで。また、発言順序は、くじ引きによることと決定しました。

次に、審議する議案につきましては、決算認定についてが十件、条例の制定についてが三件、人事案件についてが一件、補正予算についてが五件、以上合計十九件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、町長の専決処分事項の指定についての一議案は、当委員会の発案として議会初日に上程し、私議会運営委員長が提案説明を行い、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第五、平成二十五年養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十四、平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案は、議会初日に一括上程し、提案説明を受けて総括質疑後、日程第十五にて決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任し、この議案を付託して審査願い、議会最終日に委員長より報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第十六、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第十八、養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の制定についてまでの三議案は、議会初日に一括議題として上程し、提案理由の説明のみを受け、総括質疑後、付託先の総務民生委員会に付託し審査願い、議会最終日に一括議題として上程後、委員長より報告を受け、委員長への質疑後、付託議案ごとに討論を経て採決すること。

次に、日程第十九、人権擁護委員候補者の推薦についての一議案は、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

次に、日程第二十、平成二十六年養老町一般会計補正予算（第二号）から、日程第二十四、平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）までの五議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑、討論を経て採決すること。

なお、審査を付託する決算特別委員会は、九月十一日木曜日及び十二日金曜日の二日間とし、両日とも午前十時より、また、総務民生委員会は、九月十六日火曜日午後一時三十分より開催されるよう要請すること。

次に、規制改革案に関する請願書については、産業建設委員会に付託して審査願い、議会最終日に上程後、委員長より報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

なお、審査を付託する産業建設委員会は、九月十六日火曜日午前十時より開催されるよう要請すること。以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日九月九日から九月十九日までの十一日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日九月九日から九月十九日までの十一日間と決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十六年六月及び七月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

さらに、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、公益財団法人養老町スポーツ連盟の経理状況を説明する書類として事業報告書及び財務諸表が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は第三回の養老町定例会を開催いたしましたところ、議員各位には本当に何かとお忙しい中御出席ありがとうございました。

きょうはすがすがしい秋になりましたのと同時に、議場の中も何となくさっぱりとした感じに見受けられますけれども、いよいよ一三〇〇年祭も近づいてきたなという感じがしておりますし、

また、ことし四月に発足しました実行委員会のほうも、大体その概要がまとまったようでございます。今月中には発表をさせていただきます。ただけるんじやなかるうかという、担当のほうから報告を受けております。一過性のお祭りというのではなく、まちづくりと捉えております。議員の皆様方にも、何かと御支援のほうをよろしくお願い申し上げます。

ことしは八月に入って非常に天候の不順が続いております。養老町でも昨年の八月雨量が九十六ミリというふうには記録が残っているわけですが、ことしは四百十三ミリという、四倍ほどの雨が降っているということで、日本列島全てにおいて不順が続いております。今、野菜の高騰等かなりの影響があるようでございますけれども、ことしの稲作への本町の影響も心配されるところでございます。

それから、きょうは、けさ六時からでございますけれども、全米オープンの決勝という、錦織選手の快挙がございました。残念ながらチリツチに敗れて準優勝ということではございましたけれども、岐阜県もスポーツによるまちおこしというようなことでも二〇年の東京オリンピックに向かっておりますけれども、本町も競技力の向上のみならず、健康を主体としたということでスポーツ連盟も捉えておりますけれども、やはり子供さんからお年寄りまでが健康で過ごせるように、スポーツの事業には力を入れていきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は十九件の案件を提出させていただくということでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四、発委第一号、地方自治法第八十条第一項の規定による町長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

この議題は委員会提案のため、議会運営委員会委員長が提案説明を行い、委員長に対して質疑、討論を経て採決を行います。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君より提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（田中敏弘君） 今回上程しました発委第一号

町長の専決処分事項の指定の全部改正について説明をさせていただきます。

発委第一号 町長の専決処分事項の指定について。

町長の専決処分事項の指定を、別紙のとおり提出する。平成二十六年九月九日提出。養老町議会運営委員会委員長 田中敏弘。

改正の趣旨、町長より平成二十六年九月一日付養総第六百九十一号にて、議長に提出されました。

内容といたしましては、現在、改良住宅の用途廃止（払い下げ）に向け作業を進めているところですが、今後、町営住宅、特定公共賃貸住宅及び改良住宅の管理上法的措置等による訴えの提起や提訴後の和解及び調停、また損害賠償額の決定及び和解を行う必要があること。また、養老町住宅新築資金等貸付金の回収率向上を図るため回収業務を実施しておりますが、この債権は法律上滞納処分の対象となっていないため、法的措置等による訴えの提起や提訴後に和解及び調停を行うことになり、その都度議会の議決が必要となります。また、町の所有、使用、管理する公共施設の瑕疵及び町の業務遂行上の過失に起因する事故や自動車事故等により、法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償の額

を定めることについては議会の議決が必要であります。

以上のことについて、そのたびごとに議会の議決を得ることは困難と思われますので、町政の円滑な執行及び適正な債権管理等に資するため、三項目の追加を専決処分ができますよう明示され、議決されるよう依頼がありました。

要旨といたしまして、専決処分の指定について（昭和二十九年十二月二十七日議決）を下記のとおり変更する。

記、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

一、町営住宅、特定公共賃貸住宅及び改良住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。

二、養老町住宅新築資金等貸付条例（昭和四十九年養老町条例第三十号）に基づく、貸付金返還のため必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。

三、法律上町の義務に属する損害賠償（町が加入する保険等で補填できるものに限る。）につき、一件百万円以下の範囲で、その額を定めること及びこれに伴う和解及び調停（前二項に規定する和解及び調停を除く。）に関すること。

四、官庁等の指示により町議会議決の要旨を変更せざる範囲において町議会議決事項に関する字句を修正すること。

附則、この議案は、議決の日から施行する。

以上で、発委第一号 町長の専決処分事項の指定の全部改正についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の説明が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第五、認定第二号から日程第十

四、認定第十一号まで十議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第五、認定第二号 平成二十五年養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十四、認定第十一号

平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） それでは、ただいま認定第二号 平成二十五年養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第十一号 平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで一括上程をいただきましたので、順次説明を

させていただきます。

初めに、認定第二号 平成二十五年養老町一般会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

まず、六ページの歳入につきましては、合計百六億二千八百九十四万六千四百六十五円で、前年度に比べて一億五千八百七十三万八千八百八十一円の増でございます。調定額のうち二千四百五十八万九千六百三十三円を不納欠損処分いたしました。この内訳は、町税が二千四百四十万五千四百六十三円、児童福祉費負担金で十七万五千五百円でございます。不納欠損額につきましては、前年度に比べて一千七百三十八万四千四百七十二円の減でございます。また、収入未済額につきましては、町税、負担金、使用料、手数料、財産収入で四億七千二百五十八万六千八百八十八円でございます。そのうち、町税が三億八千三百九十九万九千二百七十七円で、前年度に比べて二千二百三万一千四百七十七円の減額となっております。財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収体制の強化に努めていかなければならないと考えております。こういう形で、先ほど申し上げましたように、収入済額が百六億二千八百九十四万六千四百六十五円でございます。

次に、十ページの歳出でございますが、合計九十九億五千四百四十一万一千円で、前年度に比べて三億七百五十九万六千三百七十六円の増でございます。翌年度繰越額は、合計で三億七千九百五十一万七千五百円でございます。そのうち、繰越明許費繰越額は合計三億四千六十八万七千円で、内訳としましては、障害者自立支援給付事業が四百三十七万一千円、臨時福祉給付金給付事業が五百八十五万六千円、子ども・子育て支援事業が六百九十七万六千円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業が三百九十四万四千円、スマートインターチェンジ建設事業が三千十八万円、中学校校舎

等施設整備事業が二億八千九百四十万円でございます。また、事故繰越し繰越額は三千八百八十三万五百万円で、内容は消防施設等維持管理事業（養老消防署指令棟建設工事）でございます。なお、十一ページの実質収支に関する調書では千円単位で処理を行っておりませんが、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源ということで、繰越明許費繰越額が一千百万五千元、事故繰越し繰越額が一千二百五十三万五千元となっております。これらは一般財源の繰越額であり、翌年度繰越額三億七千九百五十一万七千五百円との差額三億五千五百九十八万二千元は未収入特定財源として繰り越しており、国及び県支出金が一億一千二百八十八万二千元、地方債が二億四千三百十万円でございます。

以上、歳入が百六億二千八百九十四万六千四百六十五円、歳出が九十九億五千四百四十一万十一円ということで、歳入歳出差引額は六億七千四百五十三万六千四百五十四円でございます。また、実質収支額は、一般財源の繰越額を差し引いた六億五千万九百五十四円となります。

十二ページから事項別明細書でございますので、お目通しをいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、九十八ページをごらんいただきたいと思います。認定第三号 平成二十五年養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての御説明を申し上げます。

歳入の合計は三十八億一千七百七十五万三千六百五十四円で、前年度に比べて一億七千五百九十七万九千八百六十八円の増でございます。国民健康保険税につきましては七億六千三百三十万一千九百九十円となり、前年度に比べ一千五百五十万四千七百六十二円の増となりました。それから不納欠損額につきましては三千二百二十一万二千六百一十一円で、前年度に比べて二百六十五万二千

七十七円の増となりました。また、収入未済額でございますが三億二千九百八十六万六千七百八十六円で、前年度に比べて三千七百五十八千五百四十円の減となりましたが、こういったものができるだけ少しでも少なくなるようにということで進めてまいりたいと思っております。

次に、百三ページの歳出は、合計で三十五億八千七百二十五万七千五百九十九円となり、前年度に比べて一億五千九百三十四万七千円の増となり、歳入歳出差引額は二億三千四百九十九万六千三百五十五円となりました。

以上で、国民健康保険特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

次に、百二十三ページをごらんいただきたいと思います。認定第四号 平成二十五年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

歳入の合計は二千五百七十六万二千九百一円で、前年度に比べ八百八十九万九百九十円の増でございます。歳入のうち、水道使用料につきましては一千百七十四万九千三百八十円、前年度に比べて三十七万二千三百二十五円の減となり、また収入未済額は二百九十七万五千二百七十五円となりました。

次に、百二十六ページの歳出では、合計二千二百五十一万二千四百二十二円で、前年度に比べて九百三十九万八千九百七十七円の増となり、歳入歳出差引額は三百二十五万四千七百七十九円となりました。

次に、百三十四ページをごらんいただきたいと思います。認定第五号 平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は一億七千四百九十九万九百九十一円で、前年度に

比べて六百十一万八千三百九十九円の減でございます。歳入のうち、事業収入につきましては一億一千四百八十三万七千六百七十二円で、前年度に比べて二百四十六万六千九百九十二円の減となりました。

次に、百三十七ページの歳出は、合計一億五千五百三万四千四百三十六円で、前年度に比べて一千四百四万五千四百四十八円の減となり、歳入歳出差引額は一千九百九十五万六千五百五十五円でございます。

次に、百四十五ページをござらんとしたいと思います。認定第六号 平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は六千二百四十八万八千六百八十四円で、前年度に比べて七百六十六万四千九百二十九円の減でございます。歳入のうち、貸付金元利収入につきましては一千三百六十七万八千五百円で、前年度に比べて六百十八万八千六百一十一円の減となり、収入未済額といたしましては一億七百三十五万四千五百八十六円、昭和五十三年度から平成二十五年までの分でございます。

次に、百四十八ページの歳出は、合計一千八百七十二万二千二百二十五円で、前年度に比べて四百六十九万五千五百七十九円の減となり、歳入歳出差引額は四千三百七十六万六千四百五十九円でございます。

次に、百五十四ページをござらんとしたいと思います。認定第七号 平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案説明をさせていただきます。

歳入の合計は三億三千四百八十三万八千三百三十八円で、前年度に比べて二百七十八万五千五百六十六円の増でございます。歳入のうち、下水道使用料は九千六百八十一万五千四百五十六円で、前年度に

比べて七十二万八千九百九十八円の増でございます。また、不納欠損額は二十八万八千二百五十八円で、収入未済額は一千八百二十八万八千七百九十九円でございます。

次に、百五十七ページの歳出でございますが、合計三億二千三百三十三万三千二百六十五円で、前年度に比べて三百二十九万二千七百十三円の増となり、歳入歳出差引額は一千七百七十五万七千七百三十三円でございます。

次に、百六十七ページをござらんとしたいと思います。認定第八号 平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案説明を申し上げます。

歳入の合計は二千七百八十八万八千八百九十九円で、前年度に比べて三十七万八千三百四十九円の減でございます。歳入のうち、農業集落排水使用料は八百二十三万五千五百円で、前年度に比べて六万一千七百八十八円の増でございます。また、不納欠損額は一万一千八百九十八円、収入未済額は百二十二万六千九百三十六円でございます。

次に、百七十ページの歳出は、合計二千七百五万五千二百二十五円で、前年度に比べて七十六万三千六百二十二円の減となり、歳入歳出差引額は七十五万三千五百九十四円となりました。

次に、百七十六ページをござらんとしたいと思います。認定第九号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案説明を申し上げます。

歳入の合計は二十四億三千九百九十二万五千二百三十二円で、前年度に比べて一億八千三十六万五千五百八十三円の増でございます。歳入のうち、介護保険料は四億三千六百二十二万五千三十五円で、一千五百九十九万九千七百八十六円の増でございます。また、不納欠損額は四百六十五万二千六百円で、収入未済額一千三百三十万

三千九百三十六円でございます。

次に、百七十九ページの歳出は、合計二十二億七千八百九十三万一千五百六十四円で、前年度に比べて二億三百九十七万三千六百四十四円の増で、歳入歳出差引額は一億五千二百九十九万四千七百十六円でございます。

次に、二百一ページをもらいただきたいと思えます。認定第十号 平成二十五年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は一千四百五十七万七千四百四十九円で、前年度に比べて八十五万六千九百五十七円の減でございます。歳入のうち、介護予防サービス計画費収入は九百二十五万六千八百四十円で、前年度に比べて百八万二千四百円の増でございます。

次に、二百四ページの歳出は、合計一千三十一万二千八百五十一円で、前年度に比べて十九万八千七百八十七円の増で、歳入歳出差引額は七十三万二千八百九十八円でございます。

次に、二百十ページをもらいただきたいと思えます。認定第十一号 平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は二億七千五百八十四万五千三百三十三円で、前年度に比べて百五十五万六千二百十八円の増でございます。歳入のうち、後期高齢者医療保険料は一億八千三百四十一万四千円で、前年度に比べて八十五万七千四百円の減でございます。また、不納欠損額は四十万八千二百円で、収入未済額は百五十二万四千五百円でございます。

次に、二百十三ページの歳出は、合計二億六千九百七十八万七千七百三十三円で、前年度に比べて四百四十九万一千二百二十四円の増となり、歳入歳出差引額は六百五十七万六千六百円でございます。

す。

以上で一括上程されました認定第二号から認定第十一号までの決算の認定についての説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 町長に政治姿勢についての関連したこと三

点について質問いたしたいと思えます。

平成二十五年市政方針に、町第五次総合計画の将来像、「誇りと愛着が持てる絆を大切にするまち養老」を実現するために、地域自治町民会議の設立を進めていきたいと、このように述べられて、ことし三月定例会に地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例を上程され、四月一日より施行する議案を可決いたしました。しかしながら、客観的に見て、各地域によってかなり温度差があり、全般に姿が見えてこないような状況にあると思っております。このことについての一点目として見解を求めたいと思えます。

また、二点目といたしましたしましては、平成二十五年四月に二〇一七年を目標年次とする新しいまちづくりビジョン、新生養老まちづくり構想を策定されました。しかしながら、町長の初めての就任時の所信表明にもございましたように、町民主導、公平、公正を信条に、町民の声に耳を傾けると、こういったことで決意を述べ

られておりますが、ただ、今現状を見ると、この八つの基本プランを掲げられた中に、「役場を真に町民に役立つ場所にするため、町民の視線で発想と行動ができるよう職員一人一人の意欲や士気を高めます」と、このように決意を述べておられます。そういつたことで、私が客観的に見ますと、町長さん就任以来、何か逆の方向に進んでいるんじゃないかなと、このように感じているわけでございます。一部には仕事の量が多過ぎる、また逆の見方をすると、職員の数が足りない、またひいて申し上げますと、この新生養老まちづくり構想に携わるのが、ややもすると負担にはなっていないかなと、このような状況を感じておるわけでございます。その辺の町長の考え方を伺いたいと思います。

それから三点目といたしましては、昨年、町斎苑、精華苑の嘱託職員による公金着服事件や職員の時間外勤務手当の未払い問題など、町民の皆様への信頼を大きく失墜させたと、こういうことで、町長も後援会広報紙で謝罪してみえます。それで、再発防止策、また職員の綱紀肅正といったことで、鋭意今取り組んでいるのでよろしく御理解願いたいと、このように申し述べておられますが、この状況を鑑みて、町長が果たしてこの町政に対して信頼を町民に対してどこまで取り戻したのかと、この辺のところの考えを聞きたいと思えます。

以上、三点質問いたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 第一点目の自治町民会議についてでございます。そのとおり、私は自治町民会議というものの設立を真に望んでおります。やがては、この人口減少、高齢化社会を迎える中で、やはり住民との協働によるまちづくりというのは欠くことができないというふうに思っておりますけれども、残念ながら住民

説明会等は開かせていただいておりますけれども、なかなかその理解をしにくい面もあるようでございます。そういった中で、次には、もう少しわかりやすい形での説明会を、もっと細かく、大きな地域だけではなく、小さな団体、それから小さな区等に分けて、今後とも進めていきたいというふうに考えております。どうか御理解をいただきたいと思います。思っております。

それから、新生養老まちづくり構想、まちづくり構想等を打ち出しまして、職員ともども全庁を挙げて取り組もうということやっておりますけれども、職員同士の間でも、まだちよつと温度差があるのかなというふうなことは思っております。今までの仕事、やはりある程度縦割りであったということが一つの弊害にもなっていると思えますけれども、今後はそういった縦割り行政ではなく、一つのこういった大きな事業は全庁を挙げてやるという意識の高揚を進めていきたいというふうに考えております。

それから、職員の不正に関してでございますけれども、この点につきましては、やはり機会を捉えて、この件については職員にも訓辞をしているところでございます。やはり、仕事に集中してやっていくということが非常に大切だと思えますし、また仕事量がふえたのではというふうな、先ほど二番の質問の中にもございましたけれども、仕事量も確かにふえたかもしれません。けれども、私はこういったまちづくり、まちのためにも思っております。この役場に入ってきたわけでございますので、そういったまちづくりに関することというのは、私は負担になることはないというふうに思っております。そういったことで、職員も全庁一丸となつて一つのことに向かつていけば、こういった不正問題等もなくなっていくというふうに考えております。いずれにしても、あつてはならないことでございますので、これから研修等も通じて綱紀肅

正に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） ちよつと二問だけ、簡単に伺いと思いが、まず職員の数の認識はどうかということと、それから町民

に対しての信頼の関係を町はどう考えて、今現状としては。その辺の二点をちよつとよろしく。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 職員数についてでございますけれども、実際に足りない部分もございます。けれども、財政等を鑑みて、やはり若干の増は、本当はいただきたいとは思いますが、来年度に向けて別の方法を、例えば、一部を外部委託にするというようなことを今ちよつと調査させているところでございます。そういったことで経費の削減と住民サービスの向上が図れば、こちらの方向に持っていきたいというふうに考えております。

それから信頼性については、やはりまだまだ時間はかかるというふうには思います。先ほど言いましたように、やはり研修、それからサービスの向上をすることによって、住民の信頼を経営していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 四点で総括質疑をいたします。

まず一点目ですが、二〇一三年度の当初予算、改元一三〇〇年祭を四年後に控え、千三百年プロジェクト事業に総額三千七百六十二万円を計上いたしました。その多くが民間業者への委託料で

す。大橋町生になり、この民間への委託料が多額になっているということは否めません。住民と協働してまちづくりを行う協働、この協働してまちづくりを行うという町長の理念と予算の使われ方で矛盾はありませんか。

二点目、新生養老まちづくり事業は、あれもこれも総花的な感が否めません。事業に係る予算総額も、議会に全く提示されておりません。さらに、公共サービスを地域の自治会や住民などに役割を担うという新しい公共の考え方は、各種団体や地域への補助金カットということではありませんでしたか。

三点目、地域防災を担う防災士の資格取得、これは二〇一三年度の新規事業として施策化されました。五人計上されましたけれども、何人の防災士が誕生したのか、またその防災士はどのような活動をしているのかについて尋ねます。

四点目は、町税の関係、特に固定資産税です。不納欠損額が一千万五千五百八十八万五千五百八十八円、収入未済額が二億六千万円余ということですが、納税努力について伺いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問にお答えをいたします。

二〇一三年の改元一三〇〇年祭に関する委託が多いんではというところでございますが、これは十七年に向かつて、まずは企画事業、いわゆるそういったものをまず立てるということでございませぬので、この点において委託というものが多くなってきたりしておりますけれども、これから事業を進めるに当たって、住民の皆さん方のお知恵も借りながら進めているところがございますので、こういった部分については若干減っていくかとも思いますが、コンサル等の委託というものも含まれてきますので、この辺のところはやむを得ないというふうに私は考えておるところでございます。

それから、新生養老まちづくり、あれもこれもということでございますけれども、これは将来に向かつての事業でございます、ここ数年の問題ではございません。二〇一七年がその第一歩と捉えることもできる事業と思っておりますので、これから百年先等の養老をつくるための礎となる構想でございます。それが補助金カットに結びついていくかという御質問でございますけれども、いつも申し上げておりますけれども、補助金のカットではなく見直しというふうに私いつも申し上げているつもりでございます。その使われ方が、果たしてそれでいいのか悪いのかというような視点で見直しておりますので、実質に減ったというのなら、かつてのその使われ方が間違っていたといえますか、そういうことだというふうに捉えていたきたいというふうに思います。

それから、防災士が何人誕生したかということについては、ちよつと私もあれですけども、たしか団員の方を含めて二十名ほどになるかというふうにも思っておりますけれども、ちよつとわかりますかね。後ほど消防署長のほうから御返答をさせていただきます。

それから、納税努力ということでございますけれども、今徴収員二人もそうでございますけれども、ことしの決算においてもやはり未済額等若干減っておりますし、その率も上がってきております。やはり効果はあらわれてきているというふうに思っております。この納税というのが、今年度も何億という金が未済になつてきておるところでございますので、この点は、もう少し広報等も通じてPRしていく必要もあるのかというふうに思いますが、ただ、すぐに法的措置というように進むよりも、地道な活動以外、今のところはないというふうに考えております。外部委託で徴収をするという方法もございますけれども、今のところ、

そういった強硬な手段等までは考えておりません。やはり住民の方々の納税意識をもう少し高めてから、そういった手段にということにもなつてはいかがでしょうかに考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） 補足説明、田中総務課長。

○総務部総務課長（田中中信行君） 先ほどの水谷議員の防災士の関係の御質問についてお答えいたします。

二十五年、この事業を始めたわけでございますけれども、この制度を利用して防災士資格を取得されました方は二十四名の方でございます。それと補助金の合計が、合計で二十八万六千円でございます。それと今後ですが、連絡会議がつくれないうこと、現在検討をいたしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 委託料の関係ですけれども、養老の郷づくり事業一つとつても、地域の区長さん及び住民の皆さんの声として、町から何も相談がないし、連絡もないし、地域としてこういうことを考えていても、業者委託では入る余地がないと、そういう声も聞くわけです。企画の段階で町民参加を求めると、これこそが町長が言われる協働としてのまちづくりではありませんか。

二点目ですが、町長にお答えいただきたいと思っております。見直しの補助金で、二〇一三年度は金額で幾らになっているか、お尋ねしたいと思っております。町長がお答えください。

三点目ですけれども、防災の関係ですが、二十四名の防災士が誕生したということですが、八月三十一日に小畑地区で行われた防災訓練、防災士という資格を持ちながら何の町民へのアピールがありません。九月一日は全国的に防災の日ということで、テレ

ビ、マスコミが取り上げましたけれども、こういうゼッケンで防災士と書いたのを身につけていろいろとそういう訓練に参加をしておられると。これは、町としてもこういう資格は町税でやっている以上、財産というふうに思います。こういう防災士としての資格が資格だけで終わっている現状ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 住民不参加というような御質問でございますけれども、この企画、新生養老まちづくり構想においても、それから現在行われております一三〇〇年祭の実行委員会においても、各部門、それから各住民代表公募も含めて参加をしていただいております。細かく住民の一人一人の意見というところまではとても負えませんけれども、こういった形で住民の皆様方には参加をいただいているとございます。

それから、補助金の見直しで幾らということでございますけれども、申しわけございません、検証をしておりますので、していないというのか、ちょっと把握をしていないところでございます。

それから、防災士の資格を有する方々でございますけれども、やはり各地域で活動をしていただいているというふうにも聞いております。はっきりとこれから防災士の方々について一つの事業というような形で企画をしていただく、また連絡協議会のようなものをつくって、各地域での活動等広げていきたいというふうなお願いをしていきたいと考えております。昨今の気象状況等を鑑みますと、いつ災害が発生するかわからないような状況の中で、防災士の皆さん方には本当に御活躍をいただけるような場をつくっていききたいと考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第五、認定第二号から日程第十四、認定第十一号までの十議案については、九人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第五、認定第二号から日程第十四、認定第十一号までの十議案については、九人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に、地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十五、選任第六号 決算特別

委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、養老町議会委員会条例第七条第三項の規定により次の議員を指名いたしたいと思います。

十三番 水谷久美子君、八番 田中敏弘君、七番 野村永一君、六番 早崎百合子君、五番 吉田太郎君、四番 三田正敏君、三番 大橋三男君、二番 長澤龍夫君、一番 岩永義仁君。以上の九人を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの九人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は、後ほどお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は、四階北委員会室においてお願いいたします。

傍聴者の皆さんは、四階大会議室においてお茶の用意をいたしておりますので御利用ください。

（午前十時三十二分 休憩）

（午前十時五十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に決算特別委員会が開催されました。その結果について決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 水谷久美子君。

○決算特別委員長（水谷久美子君） ただいまの休憩中に、委員全

員出席のもとに決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。協議の結果、委員長には、不肖私、水谷久美子が指名推選により、副委員長には早崎百合子委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私どもではございますが、委員各位の御協力を

いただきながら、平成二十五年度一般会計及び各特別委員会の決算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から一年間に実現された主要施策がどんな意味を持っていたのかを総括し、新年度の予算議会につなげ、生かしていきたいと思えます。

以上、決算特別委員会の報告いたします。

○議長（松永民夫君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりま

した。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十六、議案第四十七号から日

程第十八、議案第四十九号までの三議案は、一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第十六、議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第十八、議案第四十九号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの三議案を一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま議案第四十七号 養老町家庭的保

育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第四十九号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでを一括上程をいただきましたので、順次御説明をさせていただきます。

初めに、議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

ます。

議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年九月九日提出。

制定の趣旨でございますが、本条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十六第一項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、国が定めている基準、厚生労働省令第六十一号、平成二十六年四月三十日公布をもとに、新たに条例を整備するものでございます。

要旨でございます。それでは、本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。本条例は、第一章から第六章の構成になっております。

第一章は、総則として、第一条から第二十二条までとなっております。

まず、第一条におきましては、本条例の趣旨として、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めることを規定するものでございます。

第二条においては、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障する最低基準の目的について、第三条では、町長は子ども・子育て会議の意見を聞き、家庭的保育事業者に対し最低基準を超えて設備及び運営を常に向上させるよう勧告することができることを定めております。

第四条から第二十二条までは、家庭的保育事業者の運営に関する基準が定められております。

第四条では、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させること、第五条では、一般原則として利用乳幼児の人権に十分配慮することなどを、第六条では、暴力団や暴力団関係者でないことを、第七条では、連携協力する保育所、幼稚園などを確保することなどが定められております。第八条では、非常災害時における必要な設備や具体的計画、訓練など、第九条では、職員の一般的要件を、第十条では、職員の知識及び技能の向上などに関することを、第十一条では、他の社会福祉施設をあわせて設置するときの設備及び職員の基準を、第十二条では、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分などによって差別的取り扱いをしてはならないこと、第十三条では、乳幼児に対する虐待などの禁止を、第十四条では、利用乳幼児に対する懲戒、戒め等の際は、身体的苦痛を与え人格を辱めるなど、その権限を濫用してはならないこと、第十五条では、利用乳幼児の使用する設備などについて衛生的な管理をすることや、感染症または食中毒を蔓延させないなどの衛生管理について、第十六条では、献立、調理法など食事について、第十七条では、食事を提供できる特例として、搬入施設によって調理、搬入できることなどを、第十八条では、利用乳幼児及び事業者などの職員に対する健康診断について、第十九条では、事業の目的及び運営、提供する保育の内容など十一項目の内部規程をつくるように定めております。第二十条では、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備、第二十一条では、正当な理由なく、業務上知り得た個人情報等を漏らしてはならないなど秘密の保持について、第二十二条では、保護者などからの苦情対応と記録を保持することなどについて定めております。

第二章は、家庭的保育事業として、第二十三条から第二十七条

までとなっております。

第二十三条から第二十七条までは、家庭的保育事業に関する基準が定められております。第二十三条では、乳幼児保育を行う専用の部屋の設置や面積要件など設備の基準について、第二十四条では、家庭的保育者、嘱託医及び調理員やその例外規定など職員について、第二十五条では、一日につき八時間の保育時間を原則とすること、第二十六条では、保育する乳幼児の心身の状況等に応じて保育の提供をすることなど保育の内容について、第二十七条では、保育の内容などについて保護者の理解及び協力を得るよう密接な連絡をとることについて定めております。

第三章では、小規模保育事業として第二十八条から第三十七条までとなっております。

第一節、小規模保育事業の区分、第二十八条では、小規模保育事業の区分は、A型・B型・C型とするように定めております。

第二節、小規模保育事業A型は、第二十九条から第三十一条までとなっております、小規模保育事業A型に関する基準が定められております。

第二十九条では、乳児室、匍匐室、調理設備及び便所の設置など七項目の基準について、第三十条では、幼児区分による職員配置要件について、第三十一条では、家庭的保育事業の基準のうち、第二十五条、保育時間、第二十六条、保育の内容、第二十七条、保護者との連絡について、小規模保育事業A型設備に準ずることなどを定めております。

第三節、小規模保育事業B型は第三十二条と第三十三条で、小規模保育事業B型に関する基準が定められております。

第三十二条では、幼児区分による職員配置要件について、第三十三条では、家庭的保育事業の基準のうち、第二十五条、保育時

間、第二十六条、保育の内容、第二十七条、保護者との連絡と小規模保育事業A型に関する基準のうち、第二十九条、設備の基準に係る規定を小規模保育事業B型に準用することなどを定めております。

第四節、小規模保育事業C型は、第三十四条から第三十七条までとなっております、小規模保育事業C型に関する基準が定められております。

第三十四条では、乳児室、匍匐室、調理設備及び便所の設置など七項目の基準について、第三十五条では、職員の配置要件について、第三十六条では、利用定員を六人以上十人以下とする利用定員について、第三十七条では、家庭的保育事業の基準のうち、第二十五条、保育時間、第二十六条、保育の内容、第二十七条、保護者との連絡に関する規定を小規模保育事業C型に準用することを定めております。

第四章では、居宅訪問型保育事業として第三十八条から第四十二条までとなっております、居宅訪問型保育事業に関する基準が定められております。

第三十八条では、提供する保育について、障害、疾病など集団保育が困難な場合など五項目について、第三十九条では、専用区画や備品についてなど設備する内容を定めております。第四十条では、家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする職員にすることを定めております。第四十一条では、当該乳幼児の障害、疾病などに応じて、障害児入所支援施設などと連携をとることなどを定めております。第四十二条では、家庭的保育事業の基準のうち、第二十五条、保育時間、第二十六条、保育の内容、第二十七条、保護者との連絡に関する規定を居宅訪問型保育事業に準用することを定めております。

第五章では、事業所内保育事業として第四十三条から第四十九条までとなっており、事業所内保育事業に関する基準が定められております。

第四十三条では、利用定員の区分によるその他の乳児または幼児の数について、第四十四条では、面積要件、用具など設備の基準について、第四十五条では、保育士、嘱託医及び調理員を置くことと、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができるなど職員について定めております。第四十六条では、保育所、幼稚園など連携協力を求めることを要しないなどの連携施設に関する特例について、第四十七条では、家庭的保育事業の基準のうち、第二十五条、保育時間、二十六条、保育の内容、二十七条、保護者との連絡に関する規定を準用し、第四十四条、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準に係る規定を保育所型事業所内保育事業に読みかえることなどを、第四十八条では、職員配置要件などについて、第四十九条では、家庭的保育事業の基準のうち、第二十五条、保育時間、二十六条、保育の内容、第二十七条、保護者との連絡、小規模保育事業A型の基準のうち、第二十九条、設備の基準などに係る規定は、小規模型事業所内保育事業に準用することを定めております。

第六章は雑則として、町長はこの条例のほかに、家庭的保育事業などの基準に関し必要な事項を別に定めることを規定するものがございます。

附則でございします。第一条では、この条例は法の施行日、平成二十七年四月一日から施行することを定めております。

第二条、食事の提供の経過措置を規定するもので、この条例の施行日前に、既に保育を行う施設、事業が施行日以後に家庭的保育事業などの認可を得た場合は、この条例の施行の日から起算し

て五年を経過するまでの間は、食事、調理設備、調理員の規定を適用しないことができる経過措置でございします。

第三条、連携施設に関する経過措置を規定するもので、家庭的保育事業者などは、連携施設の確保が著しく困難であつて、適切な支援を行うことができると市が認める場合は、この条例の施行の日から五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる経過措置でございします。

第四条、小規模保育事業B型等に関する経過措置を規定するもので、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育は、この条例の施行の日から五年を経過する日までの間、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を保育従事者とみなす職員の経過措置でございします。

第五条、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置を規定するもので、小規模保育事業C型は、小規模保育事業の中で一番規模が小さいものでございしますが、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、利用定員は六人以上十五人以下とする経過措置でございします。

以上で、議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第四十八号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての提案説明をさせていただきます。

議案第四十八号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二

十六年九月九日提出。

制定の趣旨でございます。本条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第二項及び法第四十六条第二項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、国が定めている基準、内閣府令第三十九号、平成二十六年四月三十日公布をもとに、新たに条例を整備するものでございます。

それでは、本条例案の内容について、条を追って説明をさせていただきます。

本条例は、第一章から第四章の構成になっております。

第一章総則は、第一条から第四条の構成でございます。

まず、第一条におきましては、条文の趣旨として、子ども・子育て支援法第三十四条第二項及び法第四十六条第二項の規定に基づき、特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定める旨を表記しております。

第二条では、小学校就学前子ども、認定こども園、幼稚園、保育所など二十二項目の用語の定義について、第三条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることなど一般原則を規定するものでございます。第四条では、暴力団や暴力団関係者でないことを定めております。

第二章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準として第一節から第三節までの構成になっており、第五条から第三十七条までは特定教育・保育施設の運営に関する基準が定められております。

第一節、利用定員に関する基準の第五条では、利用定員を認定こども園及び保育所に限り、二十人以上と定めております。

第二節、運営に関する基準は、第六条から第三十五条の構成となっております。

第六条では、支給認定保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用負担など内容及び手続の説明及び利用申込者の同意に関する内容を、第七条では、利用申し込みに対し正当な理由がない場合の提供拒否禁止について及び利用申し込みの選考方法の決定、第八条では、町が行うあつせん及び要請に対し協力することを、第九条では、特定教育・保育の提供の求めに対し、支給認定によって受給資格などの確認をすることを、第十条では、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合、支給認定の申請に係る援助をすることを、第十一条では、支給認定子どもの心身の状況、環境、利用状況等を把握することを、第十二条では、特定教育・保育の提供の終了の際に、小学校などとの密接な連携をすることに努めなければならないことを、第十三条では、教育・保育の提供日などの記録することを、第十四条では、特定教育・保育を提供した場合に受ける利用者負担額などを受領することを、第十五条では、法定代理受領による施設型給付費の支給を受けた場合の施設給付額を通知することを、第十六条では、施設区分や就学前子どもの心身の状況などに応じて、特定教育・保育の提供を適切に行う取り扱い方針を、第十七条では、特定教育・保育に関する自己評価を行い、改善を図ることを、第十八条では、支給認定子どもの心身や環境の的確な把握と、その保護者に対し必要な助言その他の援助を行うことを、第十九条では、支給認定子どもの緊急時に職員がとる対応を、第二十条では、支給認定子どもの保護者に不正行為などがあった場合に行う町への通知について、第二十一条では、施設の目的及び運営の方針など十一項目に関する運用規程を、第二十二条では、適切な特定教

育・保育を提供することができるよう職員体制の確保などを、第二十三条では、災害、虐待などやむを得ない事情がある場合を除き、定員を遵守することを、第二十四条では、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担に関することなどの重要事項を見やすい場所に掲示することを、第二十五条では、支給認定子どもに差別的取り扱いをしないことを、第二十六条では、職員の支給認定子どもに対する虐待をしないことを、第二十七条では、管理者は懲戒、戒めなどに関して身体的苦痛や人格を辱める等の権限を濫用しないことを、第二十八条では、個人情報保持することを、第二十九条では、支給認定保護者が適切に特定教育・保育施設を選択することができるように情報の提供を行うことを、第三十条では、職員に対して、特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないことを、第三十一条では、保護者などからの苦情対応と記録を保持することを、第三十二条では、地域との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めることを、第三十三条では、事故発生の防止及び発生時の対応を、第三十四条では、特定教育・保育の事業の会計と、その他の事業の会計と区分することを、第三十五条では、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備と保存期間などを定めております。

第三節、特例施設型給付費に関する基準は、第三十六条と第三十七条の構成でございます。

第三十六条から第三十七条までは、特定教育・保育施設の特例施設型給付費に関する基準が定められており、第三十六条では、支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合に遵守しなければならぬ基準などを、第三十七条では、支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合に遵守しなければならない基準な

どを定めております。

第三章、特定地域型保育事業者の運営に関する基準として第一節から第三節までの構成になっており、第三十八条から第五十三条までは、特定地域型保育事業者の運営に関する基準が定められております。

第一節、利用定員に関する基準の第三十八条では、特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業の利用定員について定めております。

第二節、運営に関する基準は、第三十九条から第五十一条の構成となっております。

第三十九条では、運営規程の概要、連携施設、職員の勤務体制、利用者負担などの説明と利用申込者の同意を得ること、第四十条では、利用申し込みに対し正当な理由がない場合に提供拒否を禁止することを、第四十一条では、町が行うあっせん及び要請に対して協力することを、第四十二条では、支給認定子どもの心身の状況等を把握することを、第四十三条では、幼稚園または保育所などの連携施設を適切に確保すること、第四十四条では、保育を提供した際に支給認定保護者からの利用者負担額などについて、第四十五条では、保育の内容について、子供の心身の状況などに応じて保育の提供を適切に行うことなどの取り扱い方針を、第四十六条では、みずからその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、改善を図るなどの取り扱い方針を、第四十七条では、事業の目的及び運営方針など十一項目の運用規程を、第四十八条では、保育事業所ごとに職員体制を確保することを、第四十九条では、災害などやむを得ない事情がある場合を除き定員を遵守することを、第五十条では、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備す

ること、第五十一条では、特定教育・保育施設の運営に関する基準のうち、第九条、支給資格などの確認、第十条、支給認定の申請に係る援助、第十二条、小学校などとの連携、第十三条、教育・保育の提供の記録、第十五条、施設型給付費等の額に係る通知等、第十八条、相談及び援助、第十九条、緊急時などの対応、第二十条、支給認定保護者に関する市町村への通知、第二十四条、第二十五条、支給認定子どもを平等に取り扱う原則、第二十六条、虐待などの禁止、第二十七条、懲戒に係る権限の濫用禁止、第二十八条、秘密保持等、第二十九条、情報の提供等、第三十条、利益供与等の禁止、第三十一条、苦情解決、第三十二条、地域との連携等、第三十三条、事故発生の防止及び発生時の対応、第三十四条、会計の区分を準用する規定を定めております。

第三節、特例地域型保育給付費に関する基準は、第五十二条と第五十三条の構成でございます。

第五十二条、第五十三条は、特定地域型保育事業において特別利用地域型保育と特定利用地域型保育に関する基準が定められており、第五十二条では、特別利用地域型保育を提供する際に遵守しなければならない地域型保育事業の認可基準を、第五十三条では、特定利用地域型保育を提供する際に遵守しなければならない地域型保育事業の認可基準を定めております。

第四章、雑則の第五十四条では、町長は、この条例のほかに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に關し必要な事項を別に定めることを規定するものでございます。附則、第一条では、この条例は、法の施行日、平成二十七年四月一から施行を定めております。

第二条では、特定保育所に関する特例を規定するもので、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価につ

いて、受け取りの際に市町村の同意を得ること、市町村から保育所における保育の委託を受けたときは正当な理由がない限り、これを拒んではならないことなどの特例を規定しております。

第三条では、施設型給付費などに関する経過措置を規定するもので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が一号認定の子供に該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育または特別利用保育等を提供する場合においては、当分の間、法附則第九条における経過措置の規定に基づき必要な読みかえを行った上で費用の負担などに適用することを規定しております。

第四条では、利用定員に関する経過措置を規定するもので、小規模保育事業C型の利用定員は「六人以上十人以下」とあるのは、「六人以上十五人以下」と経過措置を規定しております。

第五条では、連携施設に関する経過措置を規定するもので、連携施設の確保が困難などと市町村が認める場合は、この条例の施行の日から五年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができることを規定しております。

以上で、議案第四十八号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第四十九号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

議案第四十九号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年九月九日提出。

制定の趣旨でございます。放課後児童健全育成事業は、本町におきましても、これまでも養老町留守家庭児童教室として実施してまいりました。その設備及び運営に関する基準については、厚生労働省が作成した放課後児童クラブガイドラインを基本として運用してまいりましたが、平成二十七年年度から施行予定の子ども・子育て新制度では、厚生労働省令で基準を定め、市町村で条例を制定することになりました。本条例は、平成二十六年四月に定められた厚生労働省令の基準を基本として、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の八の二第一項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に關し、必要な事項を定めることを規定するものでございます。

それでは、本条例案の内容につきまして、条を追って御説明を申し上げます。

まず、第一条におきましては、本条例の趣旨として、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の八の二第一項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める旨を表記しております。

第二条においては、放課後児童健全育成事業に係る最低基準の目的について定めております。

第三条においては、町長は、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することなどを定めております。

第四条から第二十三条につきましては、放課後児童健全育成事業者に関する設備及び運営基準を定めております。

第四条においては、最低基準を超えて常に設備及び運営を向上させること、第五条においては、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図るなど放課後健全育

成事業の一般原則を、第六条においては、非常災害時に必要な設備や具体的計画、訓練などについて、第七条においては、職員の一般的要件を、第八条においては、職員の知識及び技能の向上などに關することを、第九条においては、支援の提供に必要な設備及び備品など及び専用区画の面積要件などを定めております。第十条においては、職員数及び資格などの規定について、第十一条においては、国籍、信条、社会的身分などによって差別的取り扱いをしてはならないことを、第十二条においては、利用者に対し虐待などを禁ずることを、第十三条においては、設備などについて、感染症または食中毒を蔓延させないなどの衛生管理、医薬品の常備などを、第十四条においては、事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容など十一項目の運用規程をつくることを定めております。第十五条においては、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備を、第十六条においては、個人情報保護の保持を、第十七条においては、保護者などからの苦情対応と記録を保持することを、第十八条においては、開所する時間について、第十九条においては、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、支援内容などについて保護者の理解及び協力を得ることを、第二十条においては、関係機関と連携し、利用者の支援に当たること、第二十一条においては、事故が発生した場合に必要な措置を、第二十二条においては、暴力団の排除を定めております。第二十三条においては、町長は、この条例のほかに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に關し、必要な事項を別に定めることとしております。

なお、附則により、第十条第三項の職員の有する資格要件について、本年度から直ちに有資格者となることは難しいと思われる

ため、平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含むという経過措置といたしました。

以上で、一括上程されました議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第四十九号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は所管の総務民生委員会へ付託し、審査したいと思しますので、ここでは所属以外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第十六、議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第十八、議案第四十九号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの三議案は、総務民生委員会へ付託し、審査いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの三議案は、総務民生委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

なお、議案審査の付託先の総務民生委員会は、九月十六日火曜

日午後一時三十分より開催されるよう要請いたします。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十九、同意第五号 人権擁護

委員候補者の推薦についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、総括質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第五号 人

権擁護委員候補者の推薦について説明をさせていただきます。

同意第五号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百三十九号）第六条第三項の規定により、意見を求めるものとする。平成二十六年九月九日提出。

記、住所、岐阜県養老郡養老町大坪百十一番地、日比武、七十

三歳。任期、予定でございます。平成二十七年一月一日より平成

二十九年十二月三十一日まで。

人権擁護委員として活躍されておられます日比武につきましては、平成二十六年十二月三十一日をもって任期が終了するため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、同意第五号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案

説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

これより採決を行います。

日程第十九、同意第五号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十、議案第五十号 平成二十

十六年度養老町一般会計補正予算（第二号）から、日程第二十四、議案第五十四号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）までの五議案は、逐条上程後、本日は提案理由の説明のみを受けます。

それでは、日程第二十、議案第五十号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十号

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第五十号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第二号）。

平成二十六年養老町一般会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五千五百十六万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百六億百七十七千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第二条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。平成二十六年九月九日提出。

今回の補正予算につきましては、新たに実施する保育緊急確保事業や各施設の電気料を縮減するために電気の購入を新電力会社へ変更することに伴う経費、高齢者肺炎球菌予防接種、水痘予防接種に係る費用、マイナンバー制度導入に伴う準備経費、プレミアム商品券発行事業に伴うものが主なもので、歳入歳出の総額にそれぞれ五千五百十六万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百六億百七十七千円とするものでございます。

最初に、十三ページの歳出について御説明を申し上げます。

まず、庁舎など各施設の電気料を縮減するため、十月から電気の購入先を新電力会社に変更するに当たり、エネルギーサービスプロバイダー業務委託料を各費目に計上いたしており、総額としましては百四十四万五千円となります。

内訳としましては、十三ページの総務費の総務管理費、目財産管理費の庁舎等管理費では七万五千円、民生費の社会福祉費、目隣保館費の福祉センター維持管理事務費で一萬六千円、目心身障害者福祉センター費の心身障害者福祉センター維持管理事務費で二万六千円、十四ページの児童福祉費、目児童館運営費での児童館運営費で四千円、衛生費の保健衛生費、目斎苑費の維持管理費で十一万七千円、十五ページの農林水産業費の農業費、目農業振

興費の就業改善センター維持管理費で二万円、十六ページの土木費の都市計画費、目公園管理費の中央公園維持管理整備事業費で十萬四千元、消防費の消防費、目常備消防費の消防施設等維持管理事業で三万円、十七ページの教育費の小学校費、目学校管理費の小学校管理事務で四十六萬七千元、中学校費、目学校管理費の中学校管理事務で十八萬二千元、幼稚園費、目幼稚園管理費の幼稚園管理事務で七萬八千元、十八ページの社会教育費、目公民館費の公民館維持管理費で十九萬五千元、産業文化会館維持管理費で三萬三千元、地区公民館維持管理費で三萬三千元、保健体育費、目保健体育総務費の社会体育施設維持管理費で六萬五千元を計上しております。

次に、十三ページの総務費の総務管理費、目一般管理費では、マイナンバー制度導入に伴い、個人番号利用事務を特定し、個人情報保護評価を実施するに当たり、個人情報取扱事務のデータベース化を行い、制度導入を円滑に行うため個人情報保護制度再構築するための経費として二百七十六萬五千元を計上し、また、目文書広報費でも同様に、マイナンバー制度導入に伴い多数の例規を改正する必要があるため、例規整備支援業務委託料として九十一萬八千元を計上いたしました。

また、目町制六十周年記念事業では、公益財団法人十六地域振興財団から地域活性化支援事業助成金三十万円が交付されたため、財源更正を行うものでございます。

次に、民生費の社会福祉費、目福祉医療費では、平成二十五年の事業費が確定しましたので福祉医療事務事業補助金精算に伴う返還金八百四十九萬二千元を計上し、目地域改善費では、地方改善事業費、国庫分の国庫補助金の交付決定を受けましたので、工事請負費で百七十二萬五千元を増額し、目後期高齢者医療費で

は、平成二十五年度分保健事業費の確定に伴い、精算分として後期高齢者医療特別会計へ繰り出すため四萬二千元を増額いたしました。また、平成二十五年度後期高齢者療養給付費負担金精算分として二千一百一十一千元が交付されることに伴い、財源更正を行うものでございます。

次に、十四ページの児童福祉費、目児童福祉総務費では、保育緊急確保事業として七百九十二萬三千元を計上いたしました。これは、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組み私立保育園へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保と賃金改善を図るもので、昨年度と同様に、今回補正予算で計上するものでございます。

次に、目児童措置費では、平成二十五年度の私立保育所運営費が確定しましたので、児童福祉法による保育所運営費精算による返還金七十四萬四千元を計上いたしました。

次に、衛生費の保健衛生費、目予防費では、予防接種対象者の拡大に伴う高齢者肺炎球菌予防接種、水痘予防接種に係る費用として一千八十八萬八千元を補正するものでございます。

次に、十五ページの農林水産業費の農業費、目農業振興費では、大型コンバイン新規購入に伴う補助金として二百二十六萬三千元を補正増いたしました。

次に、商工費の商工費、目商工業振興費では、商工会が行うプレミアム付商品券発行事業補助金として二百七十万円を計上いたしました。

次に、土木費の道路橋梁費、目道路橋梁新設改良費では、地元協議が整った分の工事を進めるための用地測量等の業務委託料として一千百七十四万円を補正増し、十六ページの河川費、目河川総務費では、ふるさとの川愛護事業費で県の一級河川堤防除草

業務委託金が増額されましたので、河川堤防草刈り委託料として県の増額分の九十六万二千円を計上いたしました。

次に、消防費の消防費、目非常備消防費では、消防団員人件費のうち、災害補償費で消防団員二名の治療費二百三万六千円を補正増いたしました。

次に、十七ページの教育費の中学校費、目学校管理費では、中学校管理事務九十九万四千円の補正増のうち八十一万二千円については、高田中学校で保管しています高圧コンデンサーのPCB廃棄物処理委託料でございます。高田中学校で保管しています高圧コンデンサーは高濃度のPCBを使用し、重さが三十七キロあるため、日本環境安全事業株式会社、通称JESCO豊田事業所での処理の対象であり、平成二十四年に登録を申し込みました。その後、平成二十六年二月二十七日にJESCO豊田事業所よりPCB廃棄物処理手続の案内を受け、平成二十六年度中にPCB廃棄物処理を行うことが確定しましたので、今回予算計上をしたものでございます。

次に、十八ページの教育費の社会教育費、目公民館費では、特殊建築物など定期調査において改善措置の報告を受けた非常照明電池交換修繕費として百一万一千円を計上いたしました。

次に、九ページの歳入について御説明を申し上げます。地方特例交付金及び地方交付税につきましては、交付額の決定に伴いそれぞれ補正を行うもので、地方特例交付金につきましては二十万一千円の増額、地方交付税につきましては、普通交付税において一千五百四十三万四千円の減額であります。

次に、国庫支出金の国庫補助金、目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金につきましては、地方改善事業費、国庫で国庫補助額確定により八十六万二千円を増額し、児童福祉費補助金につきま

しては、保育緊急確保事業費補助金五百九十四万二千円を新たに計上いたしました。

次に、十ページの県支出金の県補助金、目民生費県補助金の児童福祉費補助金につきましては、国庫支出金と同様に保育緊急確保事業費補助金九十九万円を新たに計上し、農業費補助金では元気な農業産地構造改革支援事業補助金を百七十四万一千円補正増いたしました。

同じく県支出金の委託金、目土木費委託金では、一級河川堤防除草業務委託金の増額により九十六万二千円を補正増いたしました。

次に、繰入金の特別会計繰入金、目後期高齢者医療特別会計繰入金では、長寿健康増進事業補助金、高齢者肺炎球菌予防接種該当相当分として二十二万五千円を補正増いたしました。

次に、十一ページの諸収入の雑入、目雑入では、衛生費徴収金で高齢者肺炎球菌予防接種徴収金を三十二万円補正増し、雑入では消防団員公務災害補償費を二百三万六千円増額し、平成二十五年度後期高齢者療養給付費負担金精算金二千一百一十円、公益財団法人十六地域振興財団助成金三十万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、十二ページの町債の町債、目臨時財政対策債では、普通交付税の算定により臨時財政対策債の発行可能額が決定になりましたので五千万円を増額するものであります。

また、財源調整として、十一ページの繰入金の基金繰入金、目財政調整基金繰入金を一千四百万円減額し、繰越金で四千万円を充てるものでございます。

次に、六ページの「第二表 地方債補正」では、臨時財政対策債について借入限度額を五千万円増額し、補正後の借入限度額を

五億八千五百万円とするものでございます。

以上で、議案第五十号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第二号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十一、議案第五十一号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議案といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十一号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第五十一号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）。

平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五千六百九十四万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十六億一千四百四十四万六千円とする。

二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年九月九日提出。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず、七ページの保険給付費の葬祭諸費、目葬祭費では、今年度の実績見込み額が当初予算の見込み額を上回ったことにより、不足が見込まれる額百三十五万円を増額いたしました。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金、目償還金では、平成二十五年度の精算により、国及び県の特定健康診査・保健指導負担金、国の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金及び療養給付費等負担金、社会保険診療報酬支払基金の退職者医療療養給付費等交付金の交付額がそれぞれ確定したため、返還金として合計五千五百五十九万六千円を増額するものでございます。

次に、六ページの歳入の説明をさせていただきます。

歳出の葬祭費、償還金の増額に伴い不足する財源五千六百九十四万六千円については、繰越金で充当するものであります。

以上で、議案第五十一号 養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十二、議案第五十二号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十二号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第五十二号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）。

第一条 平成二十六年養老町上水道事業会計の補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

資本的収入、第二条 予算第四条中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億五千八百五十万円」を「資本的収入

額が資本的支出額に対し不足する額一億五千七百九十九万九千円」に、「過年度分損益勘定留保資金一億四百五十五万三千円」を「過年度分損益勘定留保資金一億四百五十二万二千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第一款資本的収入、既決予算額二億四千九百四十万円を五十万一千円補正をいたしまして二億四千九百九十九万一千円といたします。

第五項固定資産売却代金が、既決予算はゼロでしたが、補正予定額が五十万一千円で、合計五十万一千円とするものでございます。平成二十六年九月九日提出。

今回の補正予算につきましては、資本的収入を五十万一千円増額し、補正後の予算額を二億四千九百九十九万一千円に改めるものでございます。

これは、町道用途廃止に伴い、町道に埋設されている配水管などを民地内で占有することは管理上支障を来すため、土地所有者である池田興業株式会社岐阜支店に対して、その占有物件である配水管及び地下式消火栓の売却が決定いたしましたので、構築物売却代金五十万一千円を新たに計上いたしました。

この収入の増加により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては一億五千八百五十万円から一億一千五百七十九万九千円となり、五十万一千円の減額となりました。

以上で、平成二十六年度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十三、議案第五十三号 平成二十六年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を

議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十三号

平成二十六年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第五十三号 平成二十六年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）。

平成二十六年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百六十六万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億四千五百六十六万三千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年九月九日提出。

最初に、七ページの歳出につきましては、償還金として平成二十五年分国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の精算に伴う返還金三百六十六万三千円を補正増するものでございます。

次に、六ページの歳入につきましては、前年度繰越金三百六十六万三千円を充てるものでございます。

以上で、議案第五十三号 平成二十六年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十四、議案第五十四号 平成二十六年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を

を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十四号

平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第五十四号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）。

平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十六万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億八千五百二十六万七千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年九月九日提出。

まず、七ページの歳出の説明をさせていただきます。

償還金につきましては、平成二十五年分保健事業費負担金精算額四万二千円を補正増するものでございます。

他会計繰入金につきましては、高齢者肺炎球菌予防接種助成金として二十二万五千円を一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、六ページの歳入について御説明を申し上げます。

一般会計繰入金として、平成二十五年分保健事業費負担金精算額として四万二千円を補正増いたします。

次に、諸収入の雑入では、高齢者肺炎球菌予防接種助成金として二十二万五千円を補正増いたします。

以上で、議案第五十四号 平成二十六年養老町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） これをもちまして、本日の議会日程にあり

ます議案の提案説明等は全て終了しました。

次に、本日までで受理しました請願は、お手元に配付した請願文書の写しの一件です。

この規制改革案に関する請願書を国の関係機関に提出を求める請願についての審査は、会議規則第九十二条第一項に基づき、産業建設委員会に付託いたします。

なお、議案審査の付託先の産業建設委員会は、議会運営委員会委員長の報告では、九月十六日火曜日でありましたが、これを変え、九月十二日金曜日、決算特別委員会終了後といたしますので、御了解をいただきますようお願いいたします。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす九月十日から九月十七日までの八日間は、休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす九月十日から九月十七日までの八日間は、休会することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、議会二日目は九月十八日木曜日午前九時三十分より会議

を開きます。本日は御苦勞さまでございました。

(散会時間 午後〇時十三分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十六年九月九日

議長 松 永 民 夫

議員 田 中 敏 弘

議員 中 村 辰 夫